

建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準（平成17年9月7日建管一1238）の一部改正 新旧対照表

新	旧																								
<p>第2条 (1) 略 (2) (1)以外の不正行為等があった場合 <u>法の規定（第19条の3第1項、第19条の4、<u>第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）</u>、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下「履行確保法」という。）第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき指示処分を行うこととする。この場合において、知事は、建設業者等が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第2条 (1) 略 (2) (1)以外の不正行為等があった場合 <u>ア 法の規定（第19条の3、第19条の4、<u>第19条の5、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）</u>、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下「履行確保法」という。）第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき指示処分を行うこととする。この場合において、知事は、建設業者等が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>イ 法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。</u></p>																								
2～3 略	2～3 略																								
別表1	別表1																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>不正行為等の内容</th> <th>処分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 建設業者等の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 主任技術者等の不設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>主任技術者又は監理技術者の不設置（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを</u></td> <td>営業停止15日以上</td> </tr> </tbody> </table>	不正行為等の内容	処分内容	1 略		2 建設業者等の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）		① 略		② 主任技術者等の不設置		<u>主任技術者又は監理技術者の不設置（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを</u>	営業停止15日以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>不正行為等の内容</th> <th>処分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 建設業者等の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 主任技術者等の不設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>不設置（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置く</u></td> <td>営業停止15日以上</td> </tr> </tbody> </table>	不正行為等の内容	処分内容	1 略		2 建設業者等の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）		① 略		② 主任技術者等の不設置		<u>不設置（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置く</u>	営業停止15日以上
不正行為等の内容	処分内容																								
1 略																									
2 建設業者等の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）																									
① 略																									
② 主任技術者等の不設置																									
<u>主任技術者又は監理技術者の不設置（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを</u>	営業停止15日以上																								
不正行為等の内容	処分内容																								
1 略																									
2 建設業者等の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）																									
① 略																									
② 主任技術者等の不設置																									
<u>不設置（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置く</u>	営業停止15日以上																								

<p>険法違反で<u>拘禁刑</u>に処せられた場合</p>		<p>険法違反で<u>懲役刑</u>に処せられた場合</p>	
<p>イ 略</p>		<p>イ (略)</p>	
<p><u>削除</u></p>		<p>ウ <u>健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合</u></p>	<p><u>指示</u></p>
<p><u>削除</u></p>		<p>エ <u>ウの指示処分に従わない場合</u></p>	<p><u>営業停止 3 日以上</u></p>
<p>5～8 略</p>		<p>5～8 略</p>	
<p>※1・※2 略</p>		<p>※1・※2 略</p>	